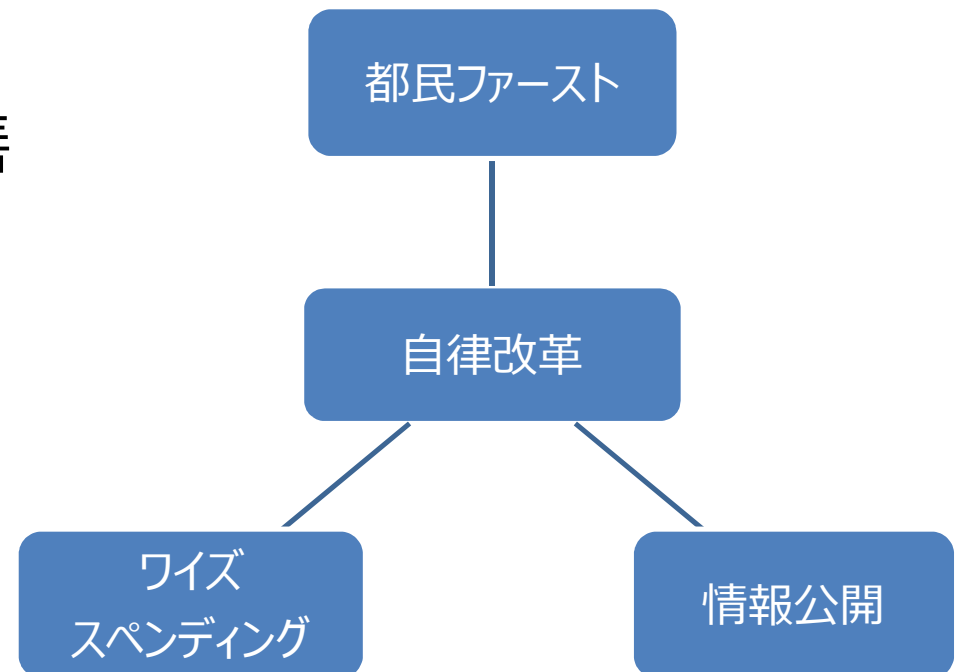


# 自律改革の取組状況について

## 目次

- (1) 効果的な情報公開、情報発信
- (2) 本庁の業務改善
- (3) 事業所の業務改善
- (4) 本庁・事業所共通の業務改善



## (1) 効果的な情報公開、情報発信

事項	現状	取組	効果等
附属機関等の 情報公開	会議・議事録の非公開割合が高く、非公開理由等の基本事項も明らかにされていない。また、会議開催情報等の公表方法が統一されておらず、分かりにくい状況だった。	会議・議事録の公開を一層拡大するとともに、基本事項や会議開催情報等の一元的な情報提供のため、局ホームページの改修及び情報掲載を行った。	審議会等に関する情報に迅速かつ容易にアクセスできるようになった。 非公開の会議の議事録について、今後は少なくとも議事項目は公開とすることで、より一層、透明性の向上が図られる。
各種イベント、 啓発行事の効果的な 展開	多くのイベントがあるが、情報が一元的に管理されていないので、分かりにくくなっている。また、効果的な普及啓発等、来場者に意見を聞くことが必要。	局ホームページに、スマートフォンにも対応した「イベントカレンダー」を12月15日に設置した。また、イベント開催時に、来場者にアンケート調査などを行い、イベントの浸透度や効果を検証することとした。	わかりやすく情報発信することにより、イベント等の浸透度を高める。 来場者の率直な意見を聞き、改善等を図ることで、効果的な普及啓発につなげる。

## (2) 本庁の業務改善

事項	現状	取組	効果等
各部署で提出された意見への取り組み	出されている意見について、各課において検討を行い、可能なものから改善していく。	各課ごとに、「自律改革リーダー」を任命、管理職のリーダーと検討を行ってきた。	事務の効率化等が進むとともに、都民サービスの向上につながった。
(主な事例) 保存文書の削減	業務に必要な資料が多く、保管スペースに限界がきている。	データ化することで、大量の紙媒体を廃棄した。さらに可能な限りデータ化を進める。	執務室にスペースの余裕ができ、有効活用できる。また、データ化し管理することで、利用しやすくなった。
会議（打合せ）の効率的な開催	打合せの長時間化が、超勤増加の要因となっている。	終了時間を決め、それを意識して会議に臨む。また、事前に資料を配布し、説明時間の短縮を図ることとした。	時間を決めることによって、効率的に開催できるようになった。超勤の縮減にもつながった。
ポスターの掲示	ポスター量に対して掲載する場所が限られていること、掲示期間が不明確なこと、メッセージの相手（都民・職員）を意識していないことから、執務室入口付近に雑然と掲載されている。	メッセージの相手を意識して掲示し、期間が経過したものは、速やかに撤去・交換している。	情報が整理され見やすくなり、執務環境も向上した。

事項	現状	取組	効果等
資料等のデータ化	業務に関連する情報など、紙での回覧や配布物が多い。	可能なものはデータ化し、課の共有フォルダへ保存を進めている。	データ化することで、紙使用量と配布労力の減少になる。また、自分のペースで見たい時に見られるようになり効率的になった。
電話対応	都民等からの問合せが多い部署では、昼休みや担当不在時に電話がうまく取り次げないことがある。	後で折り返しの対応がスムーズにできるよう、伝達内容を網羅した様式を作成し、誰でも対応しやすくした。	担当不在時でも、情報を聞き取ることで、迅速な対応ができ、都民サービスの向上につながった。
慣行慣例の見直し	直属の上司や同僚などとの、業務上のやり取りでは、慣行慣例は見直す。	例えば、メール・電話は、冒頭「お疲れ様です」などをなくし、要件から入る、説明においても、本題から話し始めることにする。	慣行慣例を見直すことで、仕事の時間を有効に活用する意識が高まり、業務の効率化につながった。
若手職員等の意見を業務改善に取り入れる仕組みの構築	各部において、各課ごとに、若手職員を中心とした「自律改革リーダー」を任命、管理職のリーダーとともに、業務改善に取り組む体制を構築した。	職員等からの意見を、日常的、また定期的に聞き取り、出された意見については、自律改革リーダーを中心に検討を重ね、可能なものは改善に着手した。	職員の中で改革の機運が高まる。また、部間で情報共有を行うなど、自発的な業務改善につながった。

### (3) 事業所の業務改善

事項	現状	取組	効果等
各事業所で提出された意見への取り組み	出されている意見について、各事業所で検討を行い、可能なものから改善していく。	各事業所ごとに、「自律改革リーダー」を任命、管理職のリーダーと検討を行ってきた。	事務の効率化等が進むとともに、都民サービスの向上につながった。
(主な事例) 高額医薬品の調達	治療に高額な医薬品が必要となった時、事業所では予算的な余裕がなく、すぐに対応できない。	本庁所管部署と調整を図り、必要な事態が生じたとき、速やかに予算配布を受けられることとした。	必要な医薬品を投薬し適切な治療を行うことは、患者サービスの向上につながった。
両面印刷の徹底	打合せや会議等に使う資料を、いつも大量にコピーしている。	両面印刷を徹底する。また、可能なものは縮小割付印刷を行っている。	紙資源の削減につながった。
サーバ保存ファイルのルール化	サーバにデータを保存する際、ファイル名の付け方などがまちまちのため、検索に時間を要している。	ファイル名の付け方をルール化するとともに、不要なデータの整理を行った。	検索時間の短縮になり、業務の効率化につながった。

事項	現状	取組	効果等
有毒魚貝類を排除する体制づくり	本年、有毒魚が販売された事例を踏まえ、見分け方の難しい有毒魚介類を排除する体制を強化する必要がある。	事業者及び職員に対し、見分け方の講習会を実施。携帯用ハンドブックを見やすくし、事業者への説明が効果的にできるようにした。	見分け方の精度を向上させることで、事故の未然防止を図る。
会議の効率的な運営	打合せや会議が長時間化することで、本来業務に影響が出る。	スピーディーに運営するため、事前に説明等の所要時間を申告し、タイマーで時間管理を行っている。	会議時間の短縮、時間管理の意識向上につながった。
食品安全情報の海外発信	都の食品安全情報の多言語かについて、外国人、関係団体からの要望が多い。	都のウェブサイト「食品衛生の窓」、「食品衛生FAQ」を多言語対応するべく、関係部署と協議中。年度内の掲載を目指す。	多言語でも情報発信することで、外国人居住者や旅行者へのサービス向上につながる。
利用者等の意見を業務改善に取り入れる仕組みの構築	各事業所ごとに、若手職員を中心とした「自律改革リーダー」を任命、管理職のリーダーとともに、業務改善に取り組む体制を構築した。	利用者や職員からの意見を、日常的、また定期的に聞き取り、出された意見については、自律改革リーダーを中心に検討を重ね、可能なものは改善に着手する。	職員の中で改革の機運が高まる。また、事業所間、本庁とで情報共有を行うなど、自発的な業務改善につながる。

#### (4) 本庁・事業所共通の業務改善

事項	現状	取組	効果等
研修の実施	日常の業務における「気づき」と業務改善への参加意欲を醸成するための研修を行う。	「業務改善リーダー養成研修」と位置付け、入都2年目職員を対象に、前例踏襲ではなく、どうしたら業務改善ができるかを日頃から考え、行動に起こす意識を醸成する内容とする。1月開催に向け準備中。	業務を漫然と行うのではなく、業務の意味、必要性を常に考えながら取り組む習慣を身に着けることができ、自ずと業務改善にもつながっていく。
福祉保健局長賞の充実	年1回、「福祉保健局長賞」(業務改革部門)の表彰を行っている。	表彰実績について、局ホームページで公開し、都民に局の改革姿勢をPRするとともに、職員の参加意識を醸成し、多くの応募を奨励する。加えて、各部各事業所から出された改革の中から、毎月、マンスリーチャンピオンを認定し、随時、取組を評価する仕組みを導入する。	職員の改革への意識、意欲を高めることで、業務改善につなげていく。

事項	現状	取組	効果等
福祉保健局自律改革本部の設置	都政改革本部で示された「都民ファースト」、「情報公開」、「ワイズスペンディング」の3原則に照らし、現行の仕事の進め方などを改めて見直す。	9月1日に局本部を設置し、これまで5回の本部会議を開催、局の取組事項について、情報共有を図りながら取組を推進してきた。	各部、各事業所で自律改革の取組み意識の醸成につながっている。



# 施策の自主点検・評価票

福祉保健局

## 自主点検・評価票

施策名(事項)	待機児童対策
<p>施策内容 (事業概要・現状)</p>	<p>保育サービスの拡充に向けて、区市町村や事業者の整備費の負担軽減や、借地料補助など様々な独自の整備促進策を実施するとともに、保育人材の確保・定着を図るため、就職相談会の実施や保育士等キャリアアップ補助を実施している。</p> <p>東京都子供・子育て支援総合計画では、平成26年度から平成29年度までに保育サービス利用児童数を4万人分増やすことを目標とし、26年度、27年度と年次目標を達成しているが、待機児童数は毎年8000人前後で推移している。</p>
<p>28年10月末現在の取組状況 (事業概要・現状)</p>	<p>本年9月、「保育所等の整備促進」、「人材の確保・定着の支援」、「利用者支援の充実」の3つを柱に、11の事業による「待機児童解消に向けた緊急対策」を取りまとめ、同10月に総額126億円の補正予算が可決された。</p> <p>この緊急対策により、1万2000人としていた今年度の保育サービスの整備目標を5000人分引上げ、1万7000人分の整備を図ることとした。</p>
<p>評価と課題 (課題)</p>	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育サービス利用児童数は、毎年、整備目標数以上に増加している。</li> <li>・国の整備費や処遇改善など、補助制度も充実してきている。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育サービスの拡充は急速に進んでいるが、就学前児童人口や保育ニーズの増大により、平成28年4月1日現在の待機児童数は昨年より652人増加し、8,466人となっている。</li> <li>・土地や建物など、物件確保が困難となっている。</li> <li>・保育人材の確保・定着</li> </ul>
<p>今後の方向性 (今後の方向性について)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな整備目標の設定 「2020年に向けた実行プラン(仮称)」で、平成28年度から31年度までの4年間の整備目標を策定予定 (案)新たに7万人分の保育サービスを拡充</li> <li>・受け皿確保の強化 平成29年度予算要求で、多様な保育サービスを推進するための支援策を検討</li> <li>・人材確保・定着策の強化 平成29年度予算要求で、保育士等キャリアアップ補助の充実を検討</li> <li>・規制改革の推進 特区共同事務局での検討(設備運営基準の地方の裁量権拡大、既存建築物を保育所に用途変更する際の建築基準法等の緩和、保育所整備促進のための税制改正要望)</li> <li>・東京都子供・子育て支援総合計画の見直し等 平成29年度に計画の中間評価を行い、整備目標について、待機児童数や区市町村の計画、就学前児童人口、保護者のニーズ等を踏まえて検証し、計画を改定。</li> </ul>
<p>29年3月までのスケジュール ＋ 29年度の取組 (今後の方向性について)</p>	<p>【28年度スケジュール】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補正予算の執行、活用に向けた区市町村への働きかけ</li> <li>・区市と東京都の待機児童対策に関する緊急会議の実施</li> <li>・認可外保育施設への巡回指導の開始</li> </ul> <p>【29年度の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育ニーズ実態調査の実施</li> <li>・上記実態調査結果等を踏まえ、『東京都子供・子育て支援総合計画』の保育サービス整備目標を改めて検証し、計画を改定。</li> </ul>

## 自主点検・評価票

施策名(事項)	社会的養護の体制強化
施策内容 (事業概要・現状)	<p>都においては、社会的養護の下で育つ子供が、健やかに育ち、自立できるよう、児童養護施設や養育家庭などの体制強化・支援強化を図っている。</p> <p>平成27年4月に東京都社会的養護施策推進計画を策定し、平成41年度までに、現在約3割である社会的養護に占める家庭的養護の割合を概ね6割に引き上げることを目標に、養育家庭等、ファミリーホーム、グループホームを推進する取組を実施。</p> <p>虐待等による問題を抱える子供への支援として、施設における専門的ケアの充実を図っている。また児童の自立に向け、入所中から退所後までの一貫した支援を実施。</p>
28年10月末現在の取組状況 (事業概要・現状)	<p>○養育家庭等への委託促進については、本年度から里親支援機関事業として「里親開拓コーディネーター事業」「里親トレーニング事業」「保健師等訪問支援事業」を開始し、強化を図っている。</p> <p>○児童福祉審議会専門部会で家庭的養護のさらなる推進に向け、養育家庭を活用した実践的な方策を検討しており、本年11月に提言を受ける。</p> <p>○本年度からグループホーム、ファミリーホームへの職員支援体制等を強化。</p> <p>○施設の体制強化として、医師や臨床心理士を配置する専門機能強化型児童養護施設の整備を進めている。また、児童の自立に向けた支援を手厚く行うため、自立支援コーディネーターを配置。</p>
評価と課題 (課題)	<p>【評価】</p> <p>○都独自の取組として、平成19年度から専門機能強化型児童養護施設の整備を進め、現在45施設となった。また24年度から乳児院の医療体制整備事業(2施設)、27年度から専門養育機能強化型乳児院(1施設)の整備を開始するなど、施設における専門的ケアの取組が進んでいる。</p> <p>○児童の自立支援についても、自立支援コーディネーターのほか、自立援助ホームにおけるジョブトレーニング事業など、他県にない先進的な取組を実施している。</p> <p>【課題】</p> <p>社会的養護に占める家庭的養護の割合は、少しずつ増加しているものの、平成27年度は32.9%であり、養育家庭委託を中心とした一層の促進が求められている。</p>
今後の方向性 (今後の方向性について)	<p>○本年11月の児童福祉審議会の提言の内容を踏まえ、養育家庭への委託を中心とし、さらなる家庭的養護の推進を図っていく。</p> <p>○国は現在「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において都道府県推進計画の基本的方向性を示す「社会的養護の課題と将来像」を全面的に見直す議論を進めており、その動向も注視し、今後の都の取組を検討していく。</p>
29年3月までのスケジュール ＋ 29年度の取組 (今後の方向性について)	<p>【28年度スケジュール】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年11月28日 児童福祉審議会から家庭的養護の推進について提言</li> <li>・関係各事業を推進</li> <li>・新規事業(施設退所者等に対するすまい確保事業等)の確実な実施</li> </ul> <p>【29年度の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児委託の促進</li> <li>・特別養子縁組を前提とした委託体制の構築</li> <li>・『子供・子育て支援総合計画』の中間評価</li> </ul>

## 自主点検・評価票

<p>施策名(事項)</p>	<p>子供の貧困対策</p>
<p>施策内容 (事業概要・現状)</p>	<p>平成26年に子どもの貧困対策推進法が施行され、同年、子供の貧困対策大綱が閣議決定。大綱には、当面の重点施策として、教育の支援、生活の支援、保護者の就労支援、経済的支援が挙げられている。      都は「子供・子育て支援総合計画」「東京都ひとり親家庭自立支援計画」(平成27年3月改定)に基づき、特に支援を必要とする子供や家庭への支援を実施。      また、福祉、教育、就労、青少年対策など政策分野が広範にわたるため、子供・子育て施策推進本部の下に、関係8局からなる「子供の貧困対策推進連携部会」を設置し、施策策定や取組強化に向け局横断的に課題を検討。</p>
<p>28年10月末現在の取組状況 (事業概要・現状)</p>	<p>○平成28年度に首都大学東京と連携した調査研究として、都内の子育て家庭の生活実態調査を実施。第一回実態調査は3区市の計約2,200世帯を対象に5月に実施、第二回実態調査は4区市の計約20,000世帯を対象に8月に実施。      ○子供の貧困対策推進連携部会をこれまで3回開催し、29年度予算要求等について情報共有・意見交換。</p>
<p>評価と課題 (課題)</p>	<p>【評価】      ・生活保護世帯や社会的養護の下で育つ子供の進学率は、全国平均より高い。      ・児童育成手当や受験生チャレンジ支援貸付、自立支援コーディネーターなど全国的にみて手厚い支援制度がある。      【課題】      ・子供の貧困の政策分野が広範にわたるため、施策を進めるにあたっては各部署との連携が必要である。      ・生活困窮者自立支援法が社会・援護局、ひとり親支援が雇用均等・児童家庭局と国の所管部署が異なるため統一的な施策展開が難しい。      ・生活に困窮する子育て家庭等が必要な支援に十分つながっていない。</p>
<p>今後の方向性 (今後の方向性について)</p>	<p>・本年度からの新規事業である子供の居場所創設事業の取組内容の充実や実施自治体の拡大を図るなど、地域全体で子育て家庭を支援する環境整備を進めていく。      ・ひとり親家庭支援や生活困窮者支援など、各支援施策の充実が図られるなか、生活に困窮する子育て家庭等を支援につなげるための取組や関係機関の連携強化を図っていく。      ・28年度の事業実績を踏まえて、29年度に「子供・子育て支援総合計画」の中間評価を行い、「東京都子供・子育て会議」の審議を経て中間評価を公表し、30年度以降の施策に反映していく。</p>
<p>29年3月までのスケジュール      +      29年度の取組 (今後の方向性について)</p>	<p>【28年度スケジュール】      ・第4回子供の貧困対策推進連携部会の開催(11月)      ・子供・子育て施策推進本部において、今後の取組を報告、確認(1月頃予定)      【29年度の取組】      ・首都大学東京と連携を継続し、施策を推進      ・子供の居場所創設事業の拡充      ・区市町村における、生活に困窮する子育て家庭等を支援につなげる取組や関係機関の連携強化等を支援      ・『子供・子育て支援総合計画』の中間評価</p>

## 自主点検・評価票

施策名(事項)	介護サービス基盤の整備																				
施策内容 (事業概要・現状)	大都市東京の特性に対応した多様な手法により、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの広域型施設や地域密着型施設の整備を促進し、高齢者の地域での生活を支える。																				
28年10月末現在の取組状況 (事業概要・現状)	<table border="1" data-bbox="483 499 1444 779"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27年度 利用者数見込</th> <th>H27年度末 整備実績</th> <th>H28.10.1 開設数</th> <th>H37年度末 整備目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム</td> <td>45,016</td> <td>43,885</td> <td>44,471</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> <td>23,095</td> <td>20,847</td> <td>20,963</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td> <td>10,016</td> <td>9,896</td> <td>10,024</td> <td>20,000</td> </tr> </tbody> </table>		H27年度 利用者数見込	H27年度末 整備実績	H28.10.1 開設数	H37年度末 整備目標	特別養護老人ホーム	45,016	43,885	44,471	60,000	介護老人保健施設	23,095	20,847	20,963	30,000	認知症高齢者グループホーム	10,016	9,896	10,024	20,000
	H27年度 利用者数見込	H27年度末 整備実績	H28.10.1 開設数	H37年度末 整備目標																	
特別養護老人ホーム	45,016	43,885	44,471	60,000																	
介護老人保健施設	23,095	20,847	20,963	30,000																	
認知症高齢者グループホーム	10,016	9,896	10,024	20,000																	
評価と課題 (課題)	<p>【評価】 都独自の整備費補助や土地確保への支援により、施設は増加しているが、第6期高齢者保健福祉計画で設定した利用者数見込みには達していない。</p> <p>【課題】 地価が高く、建築価格が高騰する中、第6期高齢者保健福祉計画に掲げた平成37年度末の整備目標(特養6万人、老健3万人、認知症高齢者グループホーム2万人分)の達成に向け、整備の一層の加速化が必要。</p>																				
今後の方向性 (今後の方向性について)	平成28年度に介護サービス事業者の運営状況等の調査を取りまとめ、平成29年度当初に計画策定委員会を立ち上げ、事業者調査の結果や区市町村からの要望等も踏まえ、介護サービス基盤の整備をより一層加速させる施策等の検討を行い、パブリックコメントを経て、第7期高齢者保健福祉計画を策定(平成30年3月)																				
29年3月までのスケジュール + 29年度の取組 (今後の方向性について)	<p>【28年度スケジュール】 説明会を開催し、新たな補助制度や改正点を事業者や区市町村に周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備率が低い地域における補助単価加算の適用地域拡大</li> <li>・建物賃貸型特別養護老人ホームへの補助創設</li> <li>・定期借地権の一時金補助の対象施設拡大</li> <li>・介護サービス事業者の運営状況等の調査取りまとめ。</li> </ul> <p>【29年度の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設整備費の負担軽減や土地確保への支援などに引き続き取り組む。</li> <li>・平成29年度当初に計画策定委員会を立ち上げ、事業者調査の結果や区市町村からの要望等も踏まえ、介護サービス基盤の整備をより一層加速させる施策等の検討を行い、パブリックコメントを経て、『第7期高齢者保健福祉計画』を策定</li> </ul>																				

## 自主点検・評価票

<p>施策名(事項)</p>	<p>在宅療養の推進【暮らしの場における看取り支援】</p>
<p>施策内容 (事業概要・現状)</p>	<p>在宅や施設などの住み慣れた暮らしの場における看取りを支援するため、都民への普及啓発、医療介護関係職種に対する研修、看取り環境の整備等に対する補助を実施する。</p>
<p>28年10月末現在の取組状況 (事業概要・現状)</p>	<p>普及啓発、研修カリキュラム及び看取り期まで対応する小規模な地域の住まいの定義について、東京都在宅療養推進会議に設置した部会及び分科会で検討している。</p>
<p>評価と課題 (課題)</p>	<p><b>【評価】</b> 在宅や施設などの住み慣れた暮らしの場における看取りを支援する本事業の内容は先駆的であり、かつ「多死社会」の到来に向け、本事業の果たす役割は大きい。</p> <p><b>【課題】</b> 多くの人が自宅での最期を希望しているにも関わらず、実際には7割以上が病院などの医療機関で亡くなっており、都民への意識啓発や、看取りに携わる専門職への研修、看取り対応のための介護施設の改修等の取組が必要である。</p>
<p>今後の方向性 (今後の方向性について)</p>	<p>都内各地で普及啓発を行うほか、医師及び多職種向けの研修を実施し人材育成に取り組む。また、看取りに対応する事業者の環境整備に取り組む。</p>
<p>29年3月までのスケジュール + 29年度の取組 (今後の方向性について)</p>	<p><b>【28年度スケジュール】</b> 普及啓発のための都民向け講演会及び専門職セミナーを4回実施、多職種向け研修(基礎編)を年度内実施、環境整備のための補助事業開始</p> <p><b>【29年度の取組】</b> 多職種向け研修を、より実践的な内容に充実して実施。普及啓発のための都民向け講演会、看取りの環境整備のための補助事業を継続実施(『第7期高齢者保健福祉計画』策定作業に反映)</p>

## 自主点検・評価票

<p>施策名(事項)</p>	<p>在宅療養の推進【訪問看護の推進】</p>
<p>施策内容 (事業概要・現状)</p>	<p>要介護高齢者等の在宅療養生活を支える中心的な役割を担う訪問看護師の人材確保・育成・定着等を図るための支援を行う。</p>
<p>28年10月末現在の取組状況 (事業概要・現状)</p>	<p>地域における教育ステーション事業において医療機関との相互研修を規模を拡大して実施するとともに、新任訪問看護師就労応援事業を開始している。</p>
<p>評価と課題 (課題)</p>	<p><b>【評価】</b> 訪問看護師の確保対策等の実施に当たっては、東京都訪問看護推進部会等の意見を踏まえるなど、現場の声を反映している。</p> <p><b>【課題】</b> 都内の訪問看護ステーション数は毎年増加している一方、小規模ステーションが多い。今後、在宅療養高齢者の増加が見込まれており、更なる訪問看護師の確保・育成・定着に向けた支援が必要である。</p>
<p>今後の方向性 (今後の方向性について)</p>	<p>質の高い訪問看護師の一層の確保を図るために、事業実績・事業効果等を踏まえながら、事業の充実を図る。また、事業者及び有識者等の意見や訪問看護に係る調査結果等を踏まえて、今後の施策の検討、反映を行う。</p>
<p>29年3月までのスケジュール + 29年度の取組 (今後の方向性について)</p>	<p><b>【28年度スケジュール】</b> 訪問看護推進総合事業関係は、29年3月までに、事業周知や広報、イベント開催等を行う。</p> <p><b>【29年度の取組】</b> 教育ステーションの指定や新任訪問看護師就労応援事業の実施等に取り組む。(『第7期高齢者保健福祉計画』策定作業に反映)</p>

## 自主点検・評価票

施策名(事項)	認知症対策の総合的な推進
<p>施策内容 (事業概要・現状)</p>	<p>○地域連携の推進と専門医療の提供 認知症疾患医療センターの設置 など</p> <p>○専門医療や介護、地域連携を支える人材の育成 認知症支援推進センターの設置、認知症介護研修の実施 など</p> <p>○地域での生活・家族の支援の強化 若年性認知症総合支援センターの設置、認知症の人の在宅生活継続を支援するケアモデル事業 など</p>
<p>28年10月末現在の取組状況 (事業概要・現状)</p>	<p>○認知症疾患医療センターの指定数 47か所</p> <p>○認知症サポート医の人数 864人(9月末現在)</p> <p>○認知症サポーターの人数 516,840人(9月末現在)</p> <p>(高齢者保健福祉計画「目標となる指標」より)</p>
<p>評価と課題 (課題)</p>	<p>【評価】</p> <p>○平成19年度から認知症対策推進会議を設置し、外部有識者や家族会、事業者など幅広い関係者から意見を聴き、認知症支援コーディネーターやアウトリーチチーム、若年性認知症支援コーディネーターなど、国に先駆けた対策に積極的に取り組んできた。</p> <p>○認知症チェックリストを掲載した普及啓発用パンフレットの作成やシンポジウムの開催、キャラバンメイトの養成など、都民の認知症に対する理解促進に取り組んできた。パンフレットは、都内29自治体に活用されている。</p> <p>【課題】</p> <p>○国に先駆けた様々な都独自施策を展開してきたが、その後、国が類似の施策を打ち出したことにより、整合性を保つため、再構築が必要となっている事業がある。</p> <p>○都の認知症施策について、より積極的な情報発信が必要。</p> <p>○認知症当事者の意見を施策に反映させる場や仕組みが必要。</p>
<p>今後の方向性 (今後の方向性について)</p>	<p>○国の施策である認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援チームの役割を踏まえ、都単独事業である認知症支援コーディネーター及びアウトリーチチームの役割を見直し、再構築について、認知症対策推進会議及び平成29年度当初に立ち上げる計画策定委員会で検討を行い、平成30年3月策定予定の第7期高齢者保健福祉計画に反映。</p> <p>○若年性認知症総合支援センターを中心とした、認知症当事者の意見を施策に反映させる場の設定</p>
<p>29年3月までのスケジュール ＋ 29年度の取組 (今後の方向性について)</p>	<p>【28年度スケジュール】</p> <p>○地域連携型認知症疾患医療センターの追加公募を実施</p> <p>○東京都多摩若年性認知症総合支援センターを開設</p> <p>【29年度の取組】</p> <p>○都単独事業である認知症支援コーディネーター及びアウトリーチチームの役割の見直し、再構築。(『第7期高齢者保健福祉計画』に反映)</p> <p>○認知症に関する情報提供サイト「とうきょう認知症ナビ」の充実</p> <p>○若年性認知症総合支援センターを中心とした、認知症当事者の意見を施策に反映させる場の設定</p> <p>○若年性認知症ハンドブックの改正</p>



## 自主点検・評価票

施策名(事項)	介護人材対策の推進
施策内容 (事業概要・現状)	<p>職場体験の実施や、施設等で働きながらの資格取得の支援のほか、紹介予定派遣を活用した介護の有資格者の確保、国のキャリア段位制度を活用し、職責に応じた処遇を実現するキャリアパスの導入に取り組む事業者への支援など、介護人材の確保・育成・定着に向けた様々な取組を実施</p> <p>今年度からは、福祉避難所の指定を受けた施設等の運営事業者が、施設周辺で職員宿舎を借り上げる場合に支援する、都独自の補助制度を実施</p> <p>また、介護ロボットを普及するため、モデル検証を行い、効果的な導入方法を確立する</p>
28年10月末現在の取組状況 (事業概要・現状)	<p>○平成28年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職場体験者数 699名</li> <li>・初任者研修受講者数 428名</li> <li>・トライアル雇用数 173名</li> <li>・紹介予定派遣を活用した人材確保数 3名</li> <li>・キャリアパス導入に取り組む事業所数 313事業所</li> <li>・介護職員宿舎の借り上げ戸数 231戸</li> <li>・介護ロボットモデル施設 2施設</li> </ul>
評価と課題 (課題)	<p>【評価】</p> <p>○介護人材の確保・育成・定着に向け、キャリアパスの導入に取り組む事業者への支援や、職員宿舎の借り上げ支援など、他の自治体にはない独自の取組を実施している。</p> <p>【課題】</p> <p>経済情勢が好転し、産業界全般の雇用改善が進みつつある中、介護人材の確保等をめぐる現状は一層厳しいものとなっており、事業者のニーズや事業実績等を踏まえた、一層の実効性ある取組が必要</p>
今後の方向性 (今後の方向性について)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度要求のなかで、事業者や都民等が、介護人材の確保・定着等に関する事業に参加しやすい仕組みとするため、既存事業の見直しを検討</li> <li>・事業周知方法の変更など、早期の事業実施が可能なものについては、平成28年度中に、見直しを実施</li> <li>・介護職員キャリアパス導入促進事業を活用した事業者に対する運営状況調査の検討(30年度中の実施を想定)</li> <li>・介護ロボットのモデル施設での効果検証を継続して実施し、平成30年度以降は、常設の専門相談窓口を設置。</li> </ul>
29年3月までのスケジュール ＋ 29年度の取組 (今後の方向性について)	<p>【28年度スケジュール】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職場体験や資格取得の支援などの事業について、これまでの介護に関心のある者を中心に広く参加を呼び掛ける取組に加え、学生及び離職者を主なターゲットとした、新たな広報媒体を活用した事業周知を実施</li> <li>・紹介予定派遣を活用した事業の対象を居宅サービスに加え施設にも拡大</li> </ul> <p>【29年度の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリアパスを導入する事業者を増やす取組や職場体験事業を継続して実施。</li> <li>・モデル施設における介護ロボットの検証継続、国基金を活用した介護ロボットの導入支援</li> </ul> <p>(『第7期高齢者保健福祉計画』策定作業に反映)</p>

## 自主点検・評価票

施策名(事項)	高齢者の住まいの確保
施策内容 (事業概要・現状)	サービス付き高齢者向け住宅など、高齢者向け住宅の質を確保するための取組等を実施 ○医療・介護連携型サービス付き高齢者向け住宅事業 …住宅の医療・介護事業所の併設、効果的連携等を要件とし、整備費の一部を補助 ○高齢者向け住宅の生活支援サービス公表事業 …都内の高齢者向け住宅で提供している生活支援サービスの契約書等を、局のHPで公表
28年10月末現在の取組状況 (事業概要・現状)	○医療・介護連携型サービス付き高齢者向け住宅事業 …H21年以降、19件698戸に補助 ○高齢者向け住宅の生活支援サービス公表事業 …(平成28年11月時点公表件数)サ付き:277件、東京シニア円賃:113件
評価と課題 (課題)	【評価】 ○補助事業をもとにガイドラインを策定するなど、医療・介護連携の質の確保において効果を上げている ○住宅の情報を公表することで、都民の住まい選びに活用されている 【課題】 ○都市整備局では住宅の供給促進、福祉保健局では医療・介護の連携等の観点から補助を行っているが、各々の審査に必要な期間を考慮すると、当局事業は事業者にとって併用がしづらい状況となっている。また、都市整備局においても、医療・介護連携に対する加算等があり、一部重複がある。 国の、サ付き整備等のあり方検討会において、供給促進だけでなく、医療・介護連携の重要性が示されていることから、両事業の一体的な実施に向けた検討が必要 ○公表している情報を都民に一層活用してもらうための検討が必要
今後の方向性 (今後の方向性について)	○連携型事業の補助対象・水準を精査する。また、都市整備局の類似事業と統合することも含め、事業者にとって利用しやすい事業スキームの検討を行う。 ○都民に対し公表事業の一層の周知を図るための取組を検討する
29年3月までのスケジュール ＋ 29年度の取組 (今後の方向性について)	【28年度スケジュール】 ○連携型事業について、事業者が利用しやすく、より効果的な補助スキーム等を検討し、財務局や都市整備局と調整を行う。また、今年度より開始した事前審査の取組※を活用してもらうよう、事業者への説明の機会増加に努める。 ※次年度の案件について、協議により前年度中に事前審査を行う 【29年度の取組】 ○より使いやすい補助制度への再構築に向け検討する ○都民に対し公表事業の一層の周知を図るための取組を検討する (『第7期高齢者保健福祉計画』策定作業に反映)

## 自主点検・評価票

<p>施策名(事項)</p>	<p>介護予防の推進と支えあう地域づくり</p>
<p>施策内容 (事業概要・現状)</p>	<p>・「介護予防・日常生活支援総合事業」の適切な実施に向けて、区市町村の介護予防機能の強化に資する支援を行う。 ・「団塊の世代」を始めとする元気な高齢者が「地域社会を支える担い手」として、自主的かつ継続的に活躍できる環境を整備する。</p>
<p>28年10月末現在の取組状況 (事業概要・現状)</p>	<p>・介護予防・日常生活支援総合事業へ移行 32区市(28.4現在) ・地域包括支援センターにおける介護予防機能強化推進事業(介護予防機能強化支援員の配置) 29区市町村(27実績) ・東京ホームタウンプロジェクト プロボノ(ビジネススキルや専門知識を有した企業人等のボランティア活動)による支援24団体、伴走支援5地区(28年度実施中)など</p>
<p>評価と課題 (課題)</p>	<p>【評価】 ・介護予防・日常生活支援総合事業の移行は、概ね順調に推移 ・住民主体の運営による介護予防活動や、通いの場の立ち上げ支援は、取組を開始したばかりの区市町村が多い。</p> <p>【課題】 ・平成29年4月までに全区市町村が介護予防・日常生活総合支援事業に移行することを踏まえ、多様な主体の参画による効果的な介護予防や地域貢献活動などの取組が進むよう、区市町村に対する専門的な支援が必要。</p>
<p>今後の方向性 (今後の方向性について)</p>	<p>・健康長寿医療センターの介護予防に関する専門的な人材やノウハウを有効活用し、区市町村の取組を強力に支援する。 ・元気な高齢者や町会・自治会、NPO、企業など多様な担い手による生活支援サービスの充実に向け、地域貢献活動の活性化を図る区市町村や社会福祉協議会等の取組を支援する。</p>
<p>29年3月までのスケジュール + 29年度の取組 (今後の方向性について)</p>	<p>【28年度スケジュール】 ・住民主体の介護予防を一層推進していくため、29年度の実施体制を検討 ・29年度東京ホームタウンプロジェクトの効果的実施に向けた検討</p> <p>【29年度の取組】 ・区市町村に対し、地域の実情や取組段階に応じた専門的・技術的な支援を提供 ・東京ホームタウンプロジェクトにおいて、NPO法人等の多様な主体による地域貢献活動への支援や、新たな活動の担い手の創出に取り組む区市町村への支援を継続的に実施。 (『第7期高齢者保健福祉計画』策定作業に反映)</p>

## 自主点検・評価票

施策名(事項)	障害者の地域生活移行支援(障害者支援施設)
<p>施策内容 (事業概要・現状)</p>	<p>都は、障害者が希望する地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して、入所施設から地域生活への移行及び地域での安定した生活の継続を支援している。</p> <p>○第3期東京都障害福祉計画(平成24～26年度)における、平成26年度末までの地域移行者数 【目標】2,204人(平成17年10月1日時点の施設入所者の3割)以上 【実績】1,325人</p> <p>○第4期東京都障害福祉計画(平成27～29年度)における、平成29年度末までの地域移行者数 【目標】890人(平成25年度末時点の施設入所者の12%)以上</p>
<p>28年10月末現在の取組状況 (事業概要・現状)</p>	<p>(1)障害者・障害児地域生活支援3か年プラン グループホームや通所施設等の平成29年度末整備目標を定め、整備費の特別助成や用地確保に対する支援策などにより整備を促進</p> <p>(2)地域移行促進コーディネーター事業 入所施設に地域移行促進コーディネーターを配置し、グループホームでの生活体験等入所者への働きかけや、区市町村及び相談支援事業所との連携等を実施</p> <p>(3)障害者地域移行・定着化支援事業 入所施設を退所した重度の障害者等を受け入れたグループホームへの支援等、区市町村の取組を支援</p>
<p>評価と課題 (課題)</p>	<p>○3か年プランの整備目標に対し、グループホームで平成27年度で675人分の定員増を図るなど地域生活基盤を着実に整備している。</p> <p>○地域移行促進コーディネーターの取組などにより、自らの選択で移行を希望する入所者や、理解を示す家族が増えるとともに、施設相互間の連携を通じた移行事例等の共有が図られ、施設職員の支援力向上につながっている。</p> <p>○入所施設における取組等を通じて、今後移行が見込める入所者は一定程度存在するものの、重度の障害者を中心に受け入れ可能なグループホーム等の地域生活基盤の確保が大きな課題となっている。</p>
<p>今後の方向性 (今後の方向性について)</p>	<p>入所施設側と地域の受入側の両方に、地域移行に向けたインセンティブがより一層働く支援の検討など、地域移行に関する取組の更なる充実を行っていく。</p>
<p>29年3月までのスケジュール + 29年度の取組 (今後の方向性について)</p>	<p>【28年度スケジュール】 入所施設及び区市町村における取組への支援、地域生活基盤の整備を引き続き推進するとともに、入所者の希望状況等を分析し、支援方策の検討を進める。</p> <p>【29年度の取組】 上記の分析・検討結果を踏まえ、地域移行に向けた支援の充実策を反映した『第5期障害福祉計画』を策定(平成30年3月)</p>

## 自主点検・評価票

施策名(事項)	障害者の地域生活移行支援(精神)
施策内容 (事業概要・現状)	<p>○精神障害者が地域で安心して暮らし続けるための地域の支援体制の構築や長期入院患者の移行促進、新たな長期入院患者を生まないための早期退院支援の推進を目指す。</p> <p>○第4期障害福祉計画(平成27年度～29年度)における平成29年度の目標値と平成26年度の実績(暫定値)は以下のとおり</p> <p>①入院後3か月時点の退院率【目標】64%以上【実績】61.2%</p> <p>②入院後1年時点の退院率【目標】91%以上【実績】88.5%</p> <p>③6月末時点の長期在院者数【目標】9,643人※【実績】11,148人 ※平成24年6月末時点の長期在院者数(11,760人)から18%以上削減</p>
28年10月末現在の取組状況 (事業概要・現状)	<p>(1)精神障害者地域移行体制整備支援事業 精神科病院に入院している精神障害者が、円滑に地域移行を図るための体制及び安定した地域生活を送るための体制を整備するとともに、精神科医療機関と地域との相互理解及び連携強化を推進</p> <p>(2)精神障害者早期退院支援事業 医療と福祉の関係者が連携し、早期退院に必要な体制の充実を図るなど、医療保護入院者が円滑に地域生活へ移行できるよう支援</p> <p>(3)精神保健福祉士配置促進事業 医療保護入院者の早期退院に向けた病院内外における調整等、医療と福祉の連携体制を整備する精神保健福祉士の配置促進を支援</p>
評価と課題 (課題)	<p>○精神障害者の地域移行・定着を更に進めるには、地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)を円滑に活用するための体制づくり、都内の医療資源に偏りがある現状を踏まえた広域の退院支援、精神科医療機関と福祉との更なる連携が引き続き課題と考えられる。</p> <p>○地域移行を促進させるためには、退院支援とともに、地域定着のための取組が重要。例えば、退院後、頻回に入退院を繰り返さないような支援体制の構築が必要。</p> <p>○国は、改正精神保健福祉法について、施行後3年目に検討を行うとされており、平成28年1月に「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」を設置した。同検討会では精神障害者を地域で支える医療連携体制の在り方等が議論されており、今後、動向を注視していく。</p>
今後の方向性 (今後の方向性について)	<p>○都内の精神科病院等を対象に、地域移行・地域定着に係る内容を含んだ精神保健医療実態調査を行い、現状と課題を明らかにした上で、施策を検討し、必要な取組を実施することで、地域移行・地域定着を促進させる。</p>
29年3月までのスケジュール + 29年度の取組 (今後の方向性について)	<p>【28年度スケジュール】</p> <p>○既存事業を着実に実施</p> <p>○精神保健医療実態調査を実施</p> <p>【29年度の取組】</p> <p>○国の動向を注視するとともに、今後発表される検討会報告を踏まえて、施策を検討していく。</p> <p>○精神保健医療実態調査の結果を踏まえ、地域移行支援の充実策等を反映した、『保健医療計画』及び『第5期障害福祉計画』を策定(平成30年3月)。</p>

## 自主点検・評価票

施策名(事項)	障害者の就労支援
施策内容 (事業概要・現状)	<p>障害者が地域において自立して生活し、その生活の質の向上を図れるよう、働く機会を拡大するとともに適切な支援を提供することにより、障害者が能力や適性に応じて、仕事に就き、働き続けられる社会の実現を目指す。</p> <p>○第4期障害福祉計画(平成27年度～29年度)における区市町村障害者就労支援事業の利用による一般就労者 【目標】2,500人(平成29年度)【実績】1,858人(平成27年度)</p> <p>○東京都工賃向上計画(平成27年度～29年度)における福祉施設工賃(円/人・月) 【目標】19,000円(平成29年度)【実績】15,086円(平成27年度)</p>
28年10月末現在の取組状況 (事業概要・現状)	<p>(1)区市町村障害者就労支援センターの設置等 就労面と生活面の支援を一体的に提供</p> <p>(2)就労支援機関のスキル向上 企業と障害者のマッチングスキル等の研修を実施</p> <p>(3)福祉施設における工賃向上 工賃向上計画を定め、施設職員に対する工賃アップセミナーや設備整備への支援を実施</p> <p>(4)関係団体等との連携 東京都(福祉保健局、産業労働局、教育庁)、東京労働局、経済団体等が連携して取り組む事業を記載した「障害者雇用・就労推進連携プログラム2016」を策定(平成28年6月)</p>
評価と課題 (課題)	<p>○平成27年度の都内障害者雇用率は1.81%と過去最高であったが、法定雇用率(2.0%)に未達</p> <p>○一旦就職しても離職する障害者が特に精神障害者に多く、定着に課題。</p> <p>○各年度において平均工賃は上昇傾向にあるものの十分とはいえない(平成27年度平均工賃は前年度から微増しているものの、平成22年度と比べても5.6%の増にとどまっている)。</p>
今後の方向性 (今後の方向性について)	<p>○引き続き、区市町村障害者就労支援センターを中心として、一般就労に向けた支援を推進するとともに、就労定着を支援していく。</p> <p>○実態調査により、就労継続支援事業所における課題等を把握した上で次期工賃向上計画を策定し、就労継続支援事業所において、工賃向上への気運の醸成及び生産性の向上と販路拡大を支援していく。</p>
29年3月までのスケジュール ＋ 29年度の取組 (今後の方向性について)	<p>【28年度スケジュール】</p> <p>○既存事業に加え、28年度新規事業である「東京チャレンジオフィスの運営」や27、28年度に実施の精神障害者への就労支援対策を着実に実施。</p> <p>○既存事業に加え、就労継続支援事業所の取組の実態や課題を把握するため、実態調査を実施。</p> <p>【29年度の取組】</p> <p>○就労継続支援事業所を含めた研修体系の再構築など、就労系サービス全体が一体となって就労移行・就労定着を進めていく体制について検討。</p> <p>○上記検討結果を反映した『第5期障害福祉計画』を策定するとともに、就労継続支援事業所における工賃向上への気運を醸成し、更なる生産性の向上や販路拡大を図ることができる支援策を検討し、次期『工賃向上計画』を策定(平成30年3月)</p> <p>○関係団体との連携の下、『障害者雇用・就労推進連携プログラム2017』を策定(平成29年9月予定)</p>

## 自主点検・評価票

<p>施策名(事項)</p>	<p>ホームレス対策</p>
<p>施策内容 (事業概要・現状)</p>	<p>○ホームレス問題については、ホームレス自身が地域社会の一員として社会生活が送れるよう支援することが基本であり、そのためには、ホームレス個々のニーズに応じた支援プログラムが用意される必要がある。 ○このため、都は、平成12年度から、23区との共同により自立支援事業を開始し、これまでの応急援護(緊急避難的なシェルターの提供)中心の対策から長期的かつ総合的な対策へ転換した。平成13年8月には、全国に先駆けて、自立支援センターによる一貫した処遇システム、いわゆる自立支援システムを構築し、ホームレス対策に取り組んでいる。</p>
<p>28年10月末現在の取組状況 (事業概要・現状)</p>	<p>都区共同により、以下の事業を実施 【自立支援センター事業(特別区内に5か所)】 ・緊急一時保護事業として、一時的な保護を行い、心身の健康回復を図るための支援を実施(平成27年度実績 1,439人)。 ・自立支援事業として、就労指導や住宅相談等、就労自立に向けた支援を一貫して実施(平成27年度実績 1,146人)。 【巡回相談事業】 ・支援員がアウトリーチを実施しホームレスに面接相談を行うとともに、自立支援センターの利用や生活保護の相談を促すなどして、地域への移行を支援。</p>
<p>評価と課題 (課題)</p>	<p>【評価】 ○自立支援センターの運用などにより、都内のホームレス数はピーク時の5分の1程度に減少(平成28年8月現在1,463人←ピーク時平成16年8月6,731人)。 ○自立支援事業を経た者の約5割が就労自立を果たしている(平成27年度末までの累計で8,930人)。 ※なお、高齢や障害などで就労自立が困難な者には、生活保護窓口への案内などの対応をしている。 【課題】 ○自立支援センターは就労自立を目的としており、ホームレスの期間が長期化し、高齢化した者にとっては利用が困難。 ○ホームレスが地域に移行した後、その場所に新たなホームレスが定着化することがないように、道路や河川などの施設管理者との連携が必要。</p>
<p>今後の方向性 (今後の方向性について)</p>	<p>○ホームレスの期間が長期化、高齢化した者に対する支援として、先進的な区で実施している、重点的なアウトリーチとアパートの提供とをセットにした支援策が実績を挙げていることから、都区共同による事業化を検討。 ○庁内の道路や公園等の管理者や、国河川の管理者や流域自治体等との連携を強化。福祉サイドからの支援と、施設管理者サイドからの適正管理と時期や内容について情報を共有し、より適切な支援につなげていく。</p>
<p>29年3月までのスケジュール + 29年度の取組 (今後の方向性について)</p>	<p>【28年度スケジュール】 ○既存の自立支援センター事業及び巡回相談事業について、より効果的な支援の実施方法を検討するため、都区協議を実施。あわせて、29年度からの新規事業の実施に向けての都区協議も実施。 ○国管理河川のホームレス対策を強化するため、国河川管理者との協議体を年度内に立ち上げ。新たな事業の効果的な実施に向けて関係区や建設局等施設管理者と検討。 【29年度の取組】 ○施設管理者との連携を強化した巡回相談の実施。</p>

## 自主点検・評価票

施策名(事項)	福祉のまちづくりの推進
施策内容 (事業概要・現状)	<p>○都は、「高齢者や障害者を含めたすべての人が安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができる社会の実現を図る」ため、ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくりを進めている。</p> <p>○「東京都福祉のまちづくり推進計画」の策定、進行管理を行うほか、「福祉のまちづくり推進協議会」の運営、福祉のまちづくりに関する普及啓発、区市町村の取組への支援などを実施している。</p> <p>○第10期東京都福祉のまちづくり推進協議会からの意見具申(平成27年10月)を踏まえ、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会も見据えながら、ソフト面での取組を推進している。</p>
28年10月末現在の取組状況 (事業概要・現状)	<p>○ 第11期福祉のまちづくり推進協議会を10月に発足、テーマを「東京2020大会も見据えたユニバーサルデザインの理念に基づく今後の福祉のまちづくり」として、望ましい整備等の方向性や次期(H31～35年度)推進計画の基本的考え方について、審議を行っていくことを決定</p> <p>○ 心のバリアフリーや情報バリアフリーに向けた取組に活用できるよう、障害特性等に応じて適切に配慮するためのポイントや効果的な取組事例を掲載したガイドラインを4月に区市町村や民間事業者に配布した。また、第10期推進協議会からの意見具申を踏まえ、今年度は障害者等の当事者や学生等が参加するシンポジウムや、小中学生を対象としたポスターコンクール等の新規事業に取り組んでいる。</p>
評価と課題 (課題)	<p>【評価】</p> <p>○都内では、エレベーター整備等による段差解消やノンステップバス車両等の整備が進み、ハード面のバリアフリーは着実に進展してきた。</p> <p>○ソフト面の取組についても、区市町村や民間事業者に向けたガイドラインの作成や前期推進協議会からの意見具申を踏まえた新規事業の実施など、様々な手法により普及啓発を行っている。</p> <p>【課題】</p> <p>○障害者等の当事者の意見を踏まえた、より望ましい整備等が行われるような仕組みづくりを検討する必要がある。</p> <p>○心のバリアフリーや情報バリアフリーの取組を都内全域に普及させるとともに、広く都民の実践につなげる必要がある。</p> <p>○2020年大会を契機に、関連施設や交通機関などハード面のみならず、ソフト面における取組を加速させ、東京全体でユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを一段と推進していくことが重要である。</p>
今後の方向性 (今後の方向性について)	<p>○現状の課題や国の動向等を踏まえ、当事者参加の必要性など望ましい整備のあり方や、次期推進計画の策定に向けた目指すべき将来像などについて、都民、民間事業者、学識経験者、関係行政機関により構成され、福祉保健局、都市整備局、交通局など関係各局が幹事として参加する推進協議会で審議</p> <p>○ハード・ソフトの両面からバリアフリーを推進するため、関係各局や区市町村と連携してこれまでの事業をより効果的に実施するとともに、地域において当事者参加のまちづくりを推進する新たな事業を検討</p>
29年3月までのスケジュール + 29年度の取組 (今後の方向性について)	<p>【28年度スケジュール】</p> <p>11月 心のバリアフリー・情報バリアフリー研究シンポジウム開催</p> <p>1月～ 高校生向けリーフレット配布 ポスターコンクール受賞作品を活用した普及啓発</p> <p>1月～2月 推進協議会専門部会開催</p> <p>【29年度の取組】</p> <p>○推進協議会専門部会での審議を重ねて、11月を目途に望ましい整備等の方向性について中間の取りまとめ。引き続き、次期推進計画の基本的考え方について議論。</p> <p>○心のバリアフリー・情報バリアフリーを推進するため、都として普及啓発に取り組むとともに、区市町村等の取組を引き続き支援</p>



## 自主点検・評価票

施策名(事項)	健康づくり対策
施策内容 (事業概要・現状)	<p>○「東京都健康推進プラン21(第二次)」(平成25年3月策定)の総合目標である「健康寿命の延伸」及び「健康格差の縮小」の達成に向け、糖尿病やがん等の生活習慣病の予防や、生活習慣改善に向けた取組を、区市町村等の関係機関の支援・連携などにより実施。</p> <p>○特にがん対策については、平成25年3月に策定した「東京都がん対策推進計画(第一次改定)」に基づき、がんの75歳未満年齢調整死亡率の改善のため、生活習慣の改善や、がん検診受診による早期発見の重要性について普及啓発を実施。また都民が精度の高いがん検診を受診できる体制を整備。</p>
28年10月末現在の取組状況 (事業概要・現状)	<p>○業種に応じた健康づくりに取組む企業に対して、職場環境改善の取組メニューの提示や保健師等によるアドバイス等の支援を行うモデル事業実施</p> <p>○健康づくりに取り組む中小企業を支援するため、「健康企業宣言東京推進協議会」として協会けんぽや東京商工会議所等、関係機関との連携体制を整備。</p> <p>○がん検診の受診率向上を図るため、がん検診受診啓発キャンペーンを実施。また、職域に対しては、がん対策に取り組む意欲のある企業等を認定し支援・表彰し、その取組内容を事例集として、企業や関係団体へ広く還元</p> <p>○科学的根拠に基づくがん検診事業の充実(受診率向上、精密検査の受検勧奨、結果の把握等)に取り組む、区市町村を支援するとともに、検診に従事する人材育成を実施</p> <p>○がん患者に関する正確な情報把握を行うため、地域がん登録及び全国がん登録業務を実施</p>
評価と課題 (課題)	<p>【評価・課題】</p> <p>○都内のがん検診受診率は、平成27年度は、胃がん検診 39.8%、肺がん検診 37.2%、大腸がん検診 41.9%、子宮頸がん検診 39.8%、乳がん検診39.0%となっており、前回調査の平成22年度と比較し全体的に2%~6%上昇しているものの、がん対策推進計画に掲げる50%の目標には届いていない。</p> <p>【課題】</p> <p>○中小企業において、健康診断後に医療機関への受診勧奨等の事後措置を行っている企業は約38%に留まる。また、中小企業におけるがん検診・人間ドックの実施割合は約18%である(27年度 帝国データバンク調査)。</p> <p>○職域における健康づくりの取組やがん検診の受診率向上のためにも、民間団体等との連携を図りながら経営者層や人事労務、健康管理担当者への働きかけを一層進める必要がある。</p>
今後の方向性 (今後の方向性について)	<p>○がん検診受診率向上に向け、受診につながる行動変容を促すため、年齢・性別など対象を絞り、SNSなども活用した啓発活動を進めていく。また、区市町村に対する研修や人材育成のための支援も引き続き充実していく。</p> <p>○職域における健康づくりやがん検診受診率向上の取組促進のため、関係団体との連携も活用し、事業者に対する取組支援の強化を検討していく。</p> <p>○国民健康・栄養調査等の統計・調査結果を踏まえ、東京都健康推進プラン21(第二次)推進会議において、「健推プラン21(第二次)」の取組について中間評価を行い、30年度以降の施策に反映(平成30年3月予定)。</p> <p>○がんに関する都民意識調査等の結果を踏まえ、東京都がん対策推進協議会で効果検証・検討を行い、平成30年1月頃にパブリックコメントを実施の上、「東京都がん対策推進計画」を改定(平成30年3月予定)。</p>
29年3月までのスケジュール + 29年度の取組 (今後の方向性について)	<p>【28年度スケジュール】</p> <p>○胃内視鏡検診に従事する医師等を対象とした研修実施(11月他)</p> <p>○中小企業向け健康づくりにかかる講演会実施(2月)</p> <p>○女性の健康週間に、職域でがん検診を受診する機会のない女性向けキャンペーン実施(3月)</p> <p>○がん対策に取り組む認定企業のうち、特に優れた企業を表彰。事例集を企業、関係団体へ還元(3月)</p> <p>【29年度の取組】</p> <p>○『東京都健康推進プラン21(第二次)』の中間評価を実施</p> <p>○『東京都がん対策推進計画(第一次改定)』の改定</p>

施策名(事項)	受動喫煙防止対策
施策内容 (事業概要・現状)	「東京都受動喫煙防止ガイドライン」(平成16年4月策定)に基づき、受動喫煙防止に関する普及啓発や、飲食店における禁煙・分煙等の店頭表示の普及を進めるなど、都民が受動喫煙の健康影響を受けることのない環境づくりを促進。
28年10月末現在の取組状況 (事業概要・現状)	○未成年者等従業員受動喫煙防止対策パンフレットの作成、オリンピック・パラリンピックに向けた受動喫煙防止対策状況の把握、飲食店等の店頭表示ステッカー作成・配布等を実施(受動喫煙防止対策の推進) ○受動喫煙にあう機会が多い飲食店等における禁煙・分煙等の店頭表示を向上させるため、直接訪問や電話対応等で飲食店に対して店頭表示の重要性を説明するとともに、店頭表示ステッカーの貼付を促す取組を実施(飲食店等の表示物貼付率向上事業)
評価と課題 (課題)	【評価】 ○都民の喫煙率は、平成27年度の調査では、男性24.8%、女性8.2%と、健康推進プラン21(第二次)の平成22年度ベースライン(男性30.3%、女性11.4%)と比較して減少しているものの、目標値(男性19%、女性6%)には届いていない。 ○今後の対策を検討するために、平成27年度に「都民の意識調査」、「飲食店における店頭表示の調査」を実施し、都内における実態を把握。 【課題】 ○受動喫煙防止対策を実施している店舗の、禁煙・分煙等の店頭表示の状況は、一般飲食店「表示」53.8%「表示していない」44.5%、遊興飲食店「表示」44.8%「表示していない」53.4%と、表示は約半数程度に留まっている。 ○平成20年以降のオリンピック・パラリンピック開催地においては、罰則を伴う受動喫煙防止対策が講じられている。平成28年10月に厚生労働省から、罰則付きの官公庁や医療機関、飲食店等、施設の用途等に応じた対策案が「受動喫煙防止対策の強化について(たたき台)」として示され、現在、国会への法案提出に向けた準備が進んでいる。
今後の方向性 (今後の方向性について)	○東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市として、IOCが唱えるスモークフリーの精神は重要なものである。平成31年のラグビーW杯、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、必要な事業を着実に実施するとともに、国の動向を踏まえ、取組の強化を図っていく。
29年3月までのスケジュール + 29年度の取組 (今後の方向性について)	【28年度スケジュール】 ○受動喫煙防止対策研修会を、事業者向け(11月)、飲食店向け(2月)に実施 ○九都県市キャンペーンとして、区市町村・駅構内・郵便局等でポスター掲示(11月) ○未成年者等従業員対策パンフレットの完成(3月) 【29年度の取組】 ○飲食店等における禁煙・分煙等の店頭表示向上促進 ○都民の意識調査や飲食店等の実態調査 ○受動喫煙防止対策の必要な事業は継続して実施するとともに、国の動向や調査結果を適時適切に捉え、関係機関と連携し対策を推進する。

## 自主点検・評価票

<p>施策名(事項)</p>	<p>自殺総合対策の推進</p>
<p>施策内容 (事業概要・現状)</p>	<p>国は総合的な自殺対策を進めるため、平成18年に「自殺対策基本法」、平成19年に「自殺総合対策大綱」を制定。      都は平成19年に多様な主体による社会的取組の推進基盤として、行政機関や自殺対策に取り組む民間団体、有識者等から構成される自殺総合対策東京会議を設置し、平成21年に、「東京における自殺総合対策の基本的な取組方針」を策定。      自殺防止のキャンペーン等の普及啓発、自殺相談ダイヤルの運営、区市町村や民間団体の支援など、効果的かつ総合的な自殺対策の推進に取り組んでいる。</p>
<p>28年10月末現在の取組状況 (事業概要・現状)</p>	<p>○ ハイリスク者等対策分科会、若年層対策分科会、自殺総合対策東京会議を開催(自殺総合対策東京会議)      ○ 9月と3月を自殺予防強化月間と定め、自殺防止！東京キャンペーンとして、街頭キャンペーン、相談時間を延長する特別相談、大学生等を対象とした講演会等を実施(自殺防止！東京キャンペーン)      ○ 救急医療機関を受診した自殺未遂者を、地域の支援や精神科医療につなぐ「こころといのちのサポートネット」を実施し、ネットワーク連絡会、区市町村連絡会を開催(こころといのちの相談・支援 東京ネットワークの構築)      ○ 相談者の気持ちを受け止め、必要に応じ地域の支援機関につなぐ自殺相談ダイヤルを実施(東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～)</p>
<p>評価と課題 (課題)</p>	<p>【評価】      ○ 都内の自殺者数は、ピークとなった平成23年の約2千9百人から、平成26年には2千5百人を下回り、平成27年には約2千3百人となった。      【課題】      ○自殺は様々な要因が複雑に関係しており、社会的な支援による未然防止が必要である。      ○都内では、10代から30代の年齢層で自殺が死因第1位となっており、若年層が自殺者全体の約3割を占めている。      ○ 全国的な自殺率は主要先進7か国で最も高く、国においてさらなる取組を進めるため、28年3月に自殺対策基本法が改正された。同法では、都道府県や区市町村において自殺対策計画を策定し、自殺対策を総合的かつ効果的に実施するため、地域の状況に応じた自殺対策等の調査検証や、成果の活用を推進するとしている。具体的な内容は今後改正される自殺総合対策大綱により、平成29年度以降に示される予定である。      ○国は、各都道府県において、管内の連絡調整等を行うための地域自殺対策推進センターの設置を目指している。</p>
<p>今後の方向性 (今後の方向性について)</p>	<p>○ 今後、自殺総合対策大綱が改正された後、速やかに検討体制を整備し、地域の実情を勘案した都の自殺対策計画を策定する。      ○策定した都自殺対策計画に基づき、総合的かつ効果的に事業を推進するとともに、各区市町村の区市町村自殺対策計画の策定を支援する。      ○ これまでの必要な取組は継続して実施するとともに、自殺対策推進センターを設置し、関係機関とも連携をしながら、さらなる取組強化を図っていく。</p>
<p>29年3月までのスケジュール      +      29年度の取組 (今後の方向性について)</p>	<p>【28年度スケジュール】      ○ 医療機関のスタッフを対象とした自殺未遂者支援研修(11月)      ○自殺総合対策東京会議(平成29年2月予定)、ハイリスク者等対策分科会及び若年層対策分科会(12～1月予定)      ○ 自殺防止！東京キャンペーン(3月)      ○ 関係機関とのネットワーク連絡会(3月)、区市町村連絡会(3月)      【29年度の取組】      ○ 地域自殺対策推進センターを設置      ○ 『都自殺対策計画』の策定      ○ 都内区市町村の計画策定を支援</p>

## 自主点検・評価票

<p>施策名(事項)</p>	<p>救急医療対策</p>
<p>施策内容 (事業概要・現状)</p>	<p>○症状に応じた適切な医療を迅速に受けられるよう、初期から三次の救急医療体制を整備 ○365日24時間の安心を支えるため、東京都指定二次救急医療機関において、休日・夜間に救急入院可能な病床を確保 ○高齢化等に伴う救急搬送件数の増加傾向を踏まえ、搬送先医療機関の選定や搬送時間の短縮を図り、より迅速・適切な救急医療を確保するため、平成21年度に「救急医療の東京ルール」(救急患者の迅速な受入れ、トリアージの実施、都民の理解と参画)を定め、これに基づく取組を推進</p>
<p>28年10月末現在の取組状況 (事業概要・現状)</p>	<p>○救急医療体制の確保 ・救命救急センター 26施設 ・東京都指定二次救急医療機関 245施設</p> <p>○指定二次救急医療機関における休日・夜間の救急搬送の受入実績に対する評価を高め、効果的な空床確保を図る仕組みに見直し(平成27年1月)、積極的な受入れを促進</p> <p>○救急医療の東京ルールの推進 ・搬送先の選定に時間を要する調整困難事案(東京ルール事案)を対象として、医療機関へのより迅速な受け入れ体制を確保 [東京都地域救急医療センター 87施設、救急患者受入コーディネーターの配置]</p> <p>○受入れ体制強化 ・救急医療機関に救急搬送患者の受入れ調整を行う人材を配置する取組を開始(平成28年度からモデル実施)</p>
<p>評価と課題 (課題)</p>	<p>【評価】 ○救急搬送時間の短縮や、東京ルール事案の減少など、改善傾向にある [平成27年 救急搬送時間 48分25秒](平成23年対比 3分16秒短縮) [平成27年 東京ルール事案件数 7,283件](平成23年対比 7,176件減)</p> <p>【課題】 ○高齢化の進展等により、今後も救急搬送件数の増加が見込まれることから、さらなる救急医療体制の充実が必要</p>
<p>今後の方向性 (今後の方向性について)</p>	<p>○救急医療体制の継続的かつ安定的な確保を図るため、引き続き救急医療の東京ルールに基づく取組を推進 ○高齢化等による救急搬送件数の増加傾向を踏まえ、受入体制の強化など、救急医療体制の充実を図る。</p>
<p>29年3月までのスケジュール + 29年度の取組 (今後の方向性について)</p>	<p>○平成28年6月に設置した保健医療計画推進協議会の改定部会において、救急患者の受入実績や病床機能報告制度に基づく病院からの報告の分析等を踏まえ、検討・効果検証等を行い、パブリックコメントを実施の上、『東京都保健医療計画』を改定(平成30年3月予定)</p>

## 自主点検・評価票

施策名(事項)	災害医療対策
<p>施策内容 (事業概要・現状)</p>	<p>○大規模災害の発生時にも、都民に適切な医療が提供できるよう、医療提供体制の強化に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初動体制の確立に向け、災害医療コーディネーターを中心とした連絡・調整体制等を整備</li> <li>・災害時に、知事の要請に基づき、多数の重傷者を受け入れる災害拠点病院、中等症を受け入れる災害拠点連携病院等を整備</li> <li>・災害拠点病院等の耐震化やBCPの策定を促進</li> <li>・大震災等の自然災害や大規模な交通事故等の現場で救命措置を実施する災害医療派遣チーム「東京DMAT」の整備</li> </ul>
<p>28年10月末現在の取組状況 (事業概要・現状)</p>	<p>○初動医療体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都全域の医療救護活動を統括・調整する東京都災害医療コーディネーター 3名</li> <li>・各二次保健医療圏における医療救護活動を統括・調整する東京都地域災害医療コーディネーター 12名</li> <li>・二次保健医療圏ごとに地域災害医療連携会議を開催〔12保健医療圏〕</li> <li>・区市町村向けの医療救護活動ガイドラインを平成28年2月に策定</li> </ul> <p>○災害拠点病院の指定等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害拠点病院 80施設、災害拠点連携病院 138施設</li> <li>・災害拠点病院等の耐震化補助の実施</li> </ul> <p>○東京DMATの編成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京DMAT指定病院 25病院に約1,000人の隊員を養成</li> </ul>
<p>評価と課題 (課題)</p>	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害拠点病院の指定等、都内の災害医療体制の充実にに向けた取組が進んでいる</li> <li>○災害拠点病院の耐震化率 91.3%(平成27年9月現在)(平成23年度対比 8.4%増)、BCP策定率 88.8%(平成28年5月現在)</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○区市町村における医療救護体制の整備を支援するなど、引き続き地域における災害医療体制の充実に取り組んでいくことが必要</li> <li>○近年補助事業の充実等により病院の耐震化は進んできたが、未耐震の病院に対して、耐震計画の策定支援など個別の働きかけが必要</li> </ul>
<p>今後の方向性 (今後の方向性について)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域災害医療コーディネーターを中心とした二次保健医療圏単位での地域連携体制の確保・充実に取り組む</li> <li>○災害時医療救護活動ガイドラインを参考とした、区市町村の災害時医療救護体制の充実にに向けた支援</li> <li>○耐震化の進んでいない病院等に対し、補助事業の積極的活用等を働きかける</li> </ul>
<p>29年3月までのスケジュール ＋ 29年度の取組 (今後の方向性について)</p>	<p>○平成28年6月に設置した保健医療計画推進協議会の改定部会において、今年度実施の医療機能実態調査の結果等を踏まえ、検討・効果検証等を行い、パブリックコメントを実施の上、『東京都保健医療計画』を改定(平成30年3月予定)</p>

## 自主点検・評価票

施策名(事項)	在宅療養の推進
<p>施策内容 (事業概要・現状)</p>	<p>○急速な高齢化に伴い医療を必要とする高齢者の数も大きく増加すると予想されている中、高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、住民に身近な区市町村の主体的な取組への支援、在宅療養に係る多職種連携強化の支援、入院医療機関における退院支援など、在宅療養体制の整備を図っている。</p>
<p>28年10月末現在の取組状況 (事業概要・現状)</p>	<p>○区市町村の在宅療養体制整備への支援 ・高齢者等の在宅療養の環境整備を図るため、関係機関による協議会の設置、在宅療養支援窓口の設置、後方支援病床の確保、医療と介護の連携強化など、区市町村の取組を支援</p> <p>○在宅療養に関する多職種連携の推進 ・医療と介護の多職種が連携し、ICTネットワークの活用等により効果的に患者情報を共有し、在宅療養患者を支える体制を構築する取組を促進 [平成28年度申請数 48地区医師会]</p> <p>○医療機関における在宅療養移行体制の強化 ・高齢者等が円滑に在宅生活に移行できるよう、都内全病院を対象に、退院支援業務に携わる職員向け研修を実施[平成28年度受講者数197名] ・中小病院における退院調整人材の配置を支援</p>
<p>評価と課題 (課題)</p>	<p>【評価】 区市町村、地域の多職種連携、医療機関における在宅療養環境の整備に係る取組が進んでいる [在宅医療・介護連携推進事業の8項目のいずれかに取り組んでいる区市町村 平成27年度 53区市町村※島しょ除く]</p> <p>【課題】 区市町村は、介護保険法の地域支援事業に位置付けられた「在宅医療・介護連携推進事業」を平成30年度から本格実施する必要があることから、都は、広域的・専門的役割のもとに、区市町村に対する支援を29年度まで集中的に行うとともに、平成30年度以降の支援のあり方について整理する必要がある</p>
<p>今後の方向性 (今後の方向性について)</p>	<p>○地域支援事業が本格実施となる平成30年度に向けて、区市町村、関係団体等との役割分担を含めた在宅療養支援の取組を再構築</p> <p>○多職種連携による患者支援のネットワークを円滑に機能させるための環境整備や、在宅療養への円滑な移行に向けた入院医療機関における退院支援、看取りの支援などを更に推進</p>
<p>29年3月までのスケジュール ＋ 29年度の取組 (今後の方向性について)</p>	<p>○区市町村、関係団体等との役割分担を含めた在宅療養体制整備に関する取組の再構築について検討、協議を進める。</p> <p>○平成28年6月に設置した保健医療計画推進協議会の改定部会において、今年度実施の医療機能実態調査の結果等を踏まえ、検討・効果検証等を行い、パブリックコメントを実施の上、『東京都保健医療計画』を改定(平成30年3月予定)</p> <p>○合わせて、同時改定となる『東京都高齢者保健福祉計画』との整合性を図る。</p>

## 自主点検・評価票

<p>施策名(事項)</p>	<p>医療安全対策</p>
<p>施策内容 (事業概要・現状)</p>	<p>医療サービスの質の向上を図り、都民が安全・安心で満足度の高い医療を受けられるようにするため、医療安全対策を推進する</p> <p>○医療施設等の許認可・監視指導 ・医療法に基づき、病院の開設許可、医療法人の設立認可等を行う。 ・病院が医療法に規定する人員・施設等の基準を維持し、適正な管理を行っているかどうか、立入検査等を行い、指導監督を実施</p> <p>○医療機関への支援 ・病院自主管理チェックリスト等の作成・提供等により、都内医療機関の医療安全対策を支援 ・都内病院における院内感染の発生・拡大防止に向けた取組を支援するため、研修や講演会を実施</p> <p>○医療安全支援センター ・都民の医療に対する信頼の確保及び医療機関における質の高い医療サービスの提供を推進するため、医療に関する苦情・相談に対応し、都内の医療機関等に対する助言、情報提供及び研修、意識啓発等を実施</p>
<p>28年10月末現在の取組状況 (事業概要・現状)</p>	<p>○医療施設等の許認可・監視指導 〔定例立入検査(医療安全、個人情報管理等)213件、臨時立入検査28件〕</p> <p>○医療機関への支援 病院自主管理チェックリスト等の提供 院内感染に発生及び拡大防止に関する研修や講演会の実施</p> <p>○医療安全支援センター 患者の声相談窓口の実施〔相談件数 10,844件(本庁分)〕</p>
<p>評価と課題 (課題)</p>	<p>【評価】 ○医療法など法令等に基づき適切に対応しており、医療安全の推進に寄与している</p> <p>【課題】 ・医療機関数が多数存在する東京都において、立入検査や指導等の定例的な業務も着実に実施しながら、問題事案等個別案件への迅速・適切な対応についての検討も必要 ・公文書開示制度のより適切な運用と積極的な情報公開の観点から、立入検査の結果について、開示の在り方について検討が必要 ・医療安全支援センターが患者と医療機関の中立的役割であること等について、患者やその家族の理解を得ながら業務を進めていくことが必要</p>
<p>今後の方向性 (今後の方向性について)</p>	<p>○立入検査結果の情報開示の在り方について検討 ○医療安全管理・院内感染対策等に係る医療機関の自主的取組をより推進していくため、医療機関の従事者の資質向上、病院間の協力関係の構築等に取り組む ○医療安全支援センターの事業を円滑に実施</p>
<p>29年3月までのスケジュール ＋ 29年度の取組 (今後の方向性について)</p>	<p>○平成28年6月に設置した保健医療計画推進協議会の改定部会において、監視指導の実績や医療安全支援センターの相談実績等を踏まえ、検討・効果検証等を行い、パブリックコメントを実施の上、『東京都保健医療計画』を改定(平成30年3月予定)</p>

## 自主点検・評価票

<p>施策名(事項)</p>	<p>食品安全対策</p>
<p>施策内容 (事業概要・現状)</p>	<p>東京都食品安全推進計画に基づき、①国際基準等を見据えた事業者による安全確保の推進、②情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進、③世界への情報発信、関係者による相互理解と協力の推進を施策の柱として、生産から消費に至るまでの食品の安全確保に向けた施策を総合的、計画的に推進する。</p>
<p>28年10月末現在の取組状況 (事業概要・現状)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品衛生自主管理認証制度、HACCPに基づく衛生管理の普及促進</li> <li>・ 営業施設の許認可・監視指導、流通食品・輸入食品の監視・検査</li> <li>・ 食品の安全・安心情報の提供(海外・外国人向け情報提供の充実)</li> <li>・ 食中毒対策(健康被害の発生・拡大防止)</li> <li>・ 表示適正化対策の推進</li> </ul>
<p>評価と課題 (課題)</p>	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際標準となっているHACCPに基づく衛生管理の普及のため、都独自に認証制度を設け、認証取得施設数は年々拡大している(現在約750施設)。</li> <li>・ 食品衛生の動向を踏まえ重点的に対策を実施するため、各年度において監視指導計画を策定し、ノロウイルス対策、輸入食品対策、放射性物質検査等、食の安全確保のための幅広い対策を実施している。食品表示対策については、事業者が制度改正に適切に対応できるよう、食品表示相談ダイヤルの設置、食品表示講習会の開催、制度解説DVDの配布等、都独自の取組を行っている。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ HACCPによる衛生管理は、東京2020大会を控え、今後、我が国においてもさらに普及が求められることとなる。現在、国において食品事業者への義務づけが検討されており、中小事業者も含めた普及が必要である。</li> <li>・ 訪日外国人が増加し、東京の食を楽しむことを目的とした外国人旅行者も増えるなか、海外・外国人に向けた東京の食品安全情報の拡充を図るとともに、飲食店等における食物アレルギーに関する説明の円滑化を図るなど、外国人が安心して東京の食を楽しめる環境整備を進めることが必要である。</li> </ul>
<p>今後の方向性 (今後の方向性について)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都は、HACCPに基づく衛生管理を中小事業者でも実施可能なかたちで提示し、これを実施する施設を認証する独自の制度を設けており、制度の周知や認証取得を支援する取組を通じて、HACCPに基づく衛生管理の普及を進めていく。</li> <li>・ 事業者や行政機関による厳格な食品安全対策を海外・外国人にアピールし、東京の食の安全性や品質の高さに対する理解を広げていく。また、飲食店等での外国人客へのアレルギー食材等に関する説明や事故発生時の対応の円滑化を支援し、安心して東京の食を楽しむ環境を整備していく。</li> </ul>
<p>29年3月までのスケジュール ＋ 29年度の取組 (今後の方向性について)</p>	<p>【28年度スケジュール】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主管理認証の取得支援(無料実地指導、マニュアル作成セミナー等)</li> <li>・ 飲食店向け外国人へのアレルギー食材等表示・説明支援パンフレットの作成</li> <li>・ 海外・外国人向け食品安全対策の紹介パンフレット等の配布</li> </ul> <p>【29年度の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ HACCP普及に関する動向等の事業者への情報提供(事業者講習会等)、自主管理認証の取得支援、制度・施設紹介パンフレット(海外を含む)</li> <li>・ 食品安全情報に関するホームページでの外国語による情報提供の拡充、都内飲食店を対象とした外国人客の食物アレルギー対策講習会の開催</li> </ul>



## 自主点検・評価票

<p>施策名(事項)</p>	<p>危険ドラッグ対策</p>
<p>施策内容 (事業概要・現状)</p>	<p>東京都薬物乱用対策推進計画に基づき、危険ドラッグの乱用を防止するため、試買等により確保した薬物の成分分析及び生態影響試験の結果をもとに東京都薬物濫用防止条例によって有害な薬物を知事指定薬物として指定し、販売・所持等の規制及び監視指導を実施する。また、薬物乱用防止のための普及啓発や薬物問題を抱える人への支援を実施する。</p>
<p>28年10月末現在の取組状況 (事業概要・現状)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例に基づく薬物情報評価委員会の開催、知事指定薬物の指定</li> <li>・ 海外流通薬物調査、検査用薬物の合成委託</li> <li>・ 流通実態調査、ビッグデータ解析等によるインターネット販売監視</li> <li>・ 厚生労働省、警視庁と協力した立入検査</li> <li>・ 人気アニメを起用した広報、参加型普及啓発（標語・ポスター募集等）</li> </ul>
<p>評価と課題 (課題)</p>	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例制定による規制、警察と連携した監視指導などの先駆的な取組を進め、知事指定薬物情報は国や他自治体に提供し、広域的規制に繋げている。</li> <li>・ また、国、警視庁と連携した合同一斉立入検査など、重点的な取締りを行った結果、現在、都内の実店舗はゼロとなっている。インターネット販売の監視ではビッグデータ解析を活用することにより、効率的な監視指導を実施している。若年層の危険ドラッグ問題に対する意識の向上を図るため、若者の注目を引くアニメを活用した広報を行い、都の啓発サイトへのアクセス数が増加するなどの効果が見られている。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内では流通していないものの、海外で健康被害が報告されている薬物が、国内に持ち込まれる可能性が十分にあるため、国内流通前に事前の規制を行う必要がある。</li> <li>・ 巧妙化・潜在化し、変化が速いインターネット販売への監視指導を強化し、一般市民が薬物に容易に手を出せないような環境とする必要がある。</li> <li>・ 都内での指定薬物に係る検挙件数はいまだ多く、引き続き若年層を中心とした薬物乱用防止に係る啓発の徹底が必要である。</li> <li>・ 再乱用が懸念されるため、その対策を充実させることも必要である。</li> </ul>
<p>今後の方向性 (今後の方向性について)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外で乱用が確認されている薬物の情報把握や入手困難な検査用薬物の合成等により、薬物の検査・試験を実施し、国内流通前に事前規制を行う。</li> <li>・ SNSでの隠語使用や匿名サイトの利用など、巧妙化・潜在化するインターネットによる薬物販売に対する監視を効果的に行い、取締りを強化する。</li> <li>・ 若年層への薬物乱用防止啓発を継続的に行い、安易な薬物使用を遠ざけ、勧誘を断る方法を身に付けさせるとともに、社会から乱用をなくす意識を養う。</li> <li>・ 薬物乱用からの回復支援や再乱用の防止のため、相談、治療、更生支援等に取り組む関係機関の連携体制を構築し、効果的な支援を行っていく。</li> </ul>
<p>29年3月までのスケジュール ＋ 29年度の取組 (今後の方向性について)</p>	<p>【28年度スケジュール】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 試買調査・流通実態調査、合成委託の実施及び薬物情報評価委員会の開催</li> <li>・ ビッグデータ解析（流行製品、販売店舗等）等を用いた監視指導</li> <li>・ インターネット・キーワード連動広告による啓発活動</li> </ul> <p>【29年度の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外における乱用薬物情報等調査、入手困難薬物の合成委託</li> <li>・ ビッグデータやソーシャルメディアの解析等による監視指導の強化</li> <li>・ 若年層向け啓発DVDの作成配布、無料コピー広告と組み合わせた標語募集</li> <li>・ 再乱用防止等に携わる関係機関連携強化</li> </ul>

## 自主点検・評価票

<p>施策名(事項)</p>	<p>感染症対策</p>
<p>施策内容 (事業概要・現状)</p>	<p>東京都感染症予防計画等に基づき、感染症の予防とまん延防止、感染症患者への適切な医療の提供のための各種施策を実施する。 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、国際化の進展とともに高まる感染症発生のリスクに的確に対応するため、対策の強化、対処要領の策定、訓練の実施に取り組む。</p>
<p>28年10月末現在の取組状況 (事業概要・現状)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予防接種の促進、感染症発生動向調査・情報発信の実施</li> <li>・ 保健所による防疫対策、感染症指定医療機関の指定</li> <li>・ 新型インフルエンザ対策、結核対策、HIV/AIDS対策</li> <li>・ 感染症対策強化事業（蚊媒介感染症、一類感染症対策、職域対策支援等）</li> <li>・ 安全・安心部会における東京2020大会に向けた検討</li> </ul>
<p>評価と課題 (課題)</p>	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症法等に基づく基本的な対策に加え、都独自の対策を実施している。</li> <li>・ 蚊媒介感染症対策では、蚊の発生時期前に「発生防止強化月間」を設け広報活動を展開し、媒介蚊サーベイランス、疑い患者の検査による早期探知、患者調査の情報等から推定感染地を抽出するシステムの開発等を行っている。</li> <li>・ 新型インフルエンザ対策では、医薬品等の備蓄のほか、都独自に診療協力医療機関約80病院の確保等を行い、また、エボラ出血熱等の危険度の高い感染症への備えとして感染症指定医療機関の防護具配備、定期的な訓練等を行っている。さらに、旅行者等と協力した海外旅行者への啓発冊子の配布、企業における感染症対策の支援等を行い、都民自らによる対策の促進を図っている。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際化の進展による人や物の往来の活発化、東京2020大会の開催を見据え、新興・再興感染症の発生・流行に対する十分な対応体制の整備が必要である。</li> <li>・ 東京2020大会開催に当たり、リスク評価を踏まえた体制強化が必要となる。</li> <li>・ 外国人患者発生時の調査や対応の説明を迅速かつ円滑に行える体制を整えるとともに、情報発信の多言語化を進め、感染症発生・流行時においても、外国人が過度な不安を抱かず、適切な行動をとれるようにする必要がある。</li> </ul>
<p>今後の方向性 (今後の方向性について)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外での感染症の発生動向にも注視し、新興・再興感染症の発生・流行に対する備えを万全のものとする。</li> <li>・ ロンドン大会、リオ大会での対策も参考に東京2020大会に向けた対策・実施体制等を整理し、対処要領の策定、訓練の準備を進める。</li> <li>・ 増加が見込まれる訪日外国人への対策として、感染症患者発生時における保健所の疫学調査や保健指導、入院勧告等の法的措置の説明等を円滑に実施するための体制整備、流行発生時の広報・情報提供の多言語化を進める。</li> </ul>
<p>29年3月までのスケジュール ＋ 29年度の取組 (今後の方向性について)</p>	<p>【28年度スケジュール】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等発生時に備えた訓練実施（患者受入、防護具着脱）</li> <li>・ リオ2016大会における感染症対策等の情報収集・整理</li> </ul> <p>【29年度の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ対策、感染症対策強化事業等の着実な実施</li> <li>・ 外国人患者等発生時のためのICTを用いた疫学調査支援ツール開発、感染症情報センターからの情報発信の多言語化</li> <li>・ 東京2020大会に向けた強化策等の整理、対処要領の策定</li> </ul>

## 自主点検・評価票

<p>施策名(事項)</p>	<p>動物愛護管理施策</p>
<p>施策内容 (事業概要・現状)</p>	<p>東京都動物愛護管理推進計画に基づき、動物の適正飼養の啓発と徹底、事業者等による動物の適正な取扱いの推進、動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進、災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応を施策展開の方向とし、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指した諸施策を実施する。</p>
<p>28年10月末現在の取組状況 (事業概要・現状)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 動物愛護行事の実施、動物教室、適正飼養・終生飼養啓発資料の作成</li> <li>・ 動物取扱業者の登録、監視指導、動物取扱責任者研修会</li> <li>・ 動物愛護相談センターでの犬猫等の引取り・収容</li> <li>・ 新たな飼い主への引取・収容動物の譲渡、譲渡活動の周知・促進</li> <li>・ 都民や動物の安全確保のための災害時対策、動物由来感染症対策</li> </ul>
<p>評価と課題 (課題)</p>	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 動物の致死処分数を減少させるため、飼い主のいない猫対策を実施する区市町村に対する補助事業を実施し（平成28年度は41区市町村が申請）、拾得者からの猫の引取数は大幅に減少し効果を上げている。終生飼養の啓発の推進等により飼い主からの引取数も減少している。また、ボランティア団体との連携により動物愛護相談センターで引取り・収容した動物の譲渡も拡大し、動物の致死処分数は10年間でおよそ7分の1にまで減少している。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飼い主のいない猫対策の普及や飼育困難となった場合の対応を支援することにより、犬猫等の引取り・収容の更なる縮減を進めていくことが必要である。</li> <li>・ ボランティア団体との連携を助け、動物愛護相談センター等で引取り・収容した動物の譲渡拡大を図るとともに、譲渡の取組に関する一般都民の認知度の向上を進める必要がある。</li> <li>・ 動物愛護相談センターの機能を充実させ、効果的な普及啓発の実施、人材の育成、増加する動物取扱業者に対する監視指導の強化、譲渡拡大に向けた動物の飼養環境の整備、関係機関との連携強化等を進めていく必要がある。</li> </ul>
<p>今後の方向性 (今後の方向性について)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 動物愛護相談センターでの引取数の減少を図るため、飼い主のいない猫対策に取り組む区市町村を支援していく。</li> <li>・ 飼育が難しい離乳前の子猫の育成・譲渡をボランティア団体と協力して行うなど、引取り・収容した動物の譲渡を出来る限り進めていくとともに、譲渡の取組をより多くの方に知ってもらい、理解と協力を得て譲渡を拡大していくことによって、動物の殺処分ゼロを早期に実現する。</li> <li>・ 動物愛護管理施策の中核を担う動物愛護相談センターの機能・体制の強化により、施策展開を効果的に進めていく。</li> </ul>
<p>29年3月までのスケジュール ＋ 29年度の取組 (今後の方向性について)</p>	<p>【28年度スケジュール】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区市町村への飼い主のいない猫対策の拡充の働きかけ</li> <li>・ 離乳前子猫の育成・譲渡の試行的実施、実施時における課題確認等</li> <li>・ 動物愛護相談センターの機能・あり方検討、整備基本構想等の策定</li> </ul> <p>【29年度の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飼い主のいない猫対策の展開（緊急対策事業・一般事業）</li> <li>・ 離乳前子猫の育成・譲渡事業の実施、動物譲渡促進・支援サイトの開設、PRイベント等による譲渡の取組の周知</li> <li>・ 動物愛護相談センターの機能充実・体制強化</li> </ul>

## 自主点検・評価票

<p>施策名(事項)</p>	<p>都立施設改革</p>						
<p>施策内容 (事業概要・現状)</p>	<p>多様なニーズに対応したきめ細かなサービス提供や、柔軟で効率的な施設運営を行う民間事業者の参入等が進む中で、利用者本位のサービスの徹底のため、「民間でできることは民間に委ねる」という考え方を基本に、民間移譲、独法化、廃止等を視野に都立施設の改革を推進する。</p>						
<p>28年10月末現在の取組状況 (事業概要・現状)</p>	<table border="0"> <tr> <td>改革済又は方針決定済</td> <td>56施設</td> </tr> <tr> <td>都道府県による設置、運営等</td> <td>24施設</td> </tr> <tr> <td>今後の取組</td> <td>11施設</td> </tr> </table>	改革済又は方針決定済	56施設	都道府県による設置、運営等	24施設	今後の取組	11施設
改革済又は方針決定済	56施設						
都道府県による設置、運営等	24施設						
今後の取組	11施設						
<p>評価と課題 (課題)</p>	<p>【評価】</p> <p>○ 平成14年に整理した「民間でできることは民間に委ねる」という基本方針に沿って、取組を進め、平成28年10月現在、91施設のうち、56施設について民間移譲等改革済み又は方針決定済みとなっている。</p> <p>○ この間、民間移譲等改革を実施した施設においては、各々の地域や利用者のニーズに合った支援の充実等、一層のサービス向上が図られている。</p> <p>【課題】</p> <p>○ 児童養護施設では、近年の社会的養護の需要増や虐待による重篤な症状を持つ児童等に対する支援を充実をさせていく必要性を踏まえながら、検討を行う必要がある。</p> <p>○ このように、社会環境の変化等を踏まえ、個々の施設の特性に応じた改革を進めていく必要がある。</p>						
<p>今後の方向性 (今後の方向性について)</p>	<p>「民間でできることは民間に委ねる」という考え方を基本に、利用者のニーズや社会的需要を踏まえたうえで、障害者の地域社会における共生の実現や家庭的養護の推進、虐待等による問題を抱える子供への支援の充実など、施設の役割の変化に対応するため、今後も必要な改革に取り組んでいく。</p>						
<p>29年3月までのスケジュール ＋ 29年度の取組 (今後の方向性について)</p>	<p>【28年度スケジュール】</p> <p>○ 28年度に民間移譲した施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・江東通勤寮</li> <li>・豊島通勤寮</li> <li>・立川通勤寮</li> <li>・町田通勤寮</li> </ul> <p>【29年度の取組】</p> <p>○ 29年度に民間移譲等を予定している施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・練馬障害者支援ホーム</li> <li>・八王子自立ホーム</li> <li>・視覚障害者生活支援センター</li> <li>・東村山福祉園の一部</li> <li>・東村山ナーシングホーム</li> </ul> <p>○ 30年度に民間移譲を予定している施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東村山福祉園の一部</li> </ul>						